Manulife Investment Management

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

追加型投信／内外／株式

【投資信託説明書（請求目論見書）】

2022 年 5 月 11 日

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本書にかかる「マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2022 年 5 月 10 日に関東財務局長に提出し、2022 年 5 月 11 日にその届出の効力が生じております。

- ■ 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、預貯金とは異なり、元本が保証されているものではありません。
- ■ 投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ■ 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

発行者名	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役　山本　真一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号 丸の内トラストタワーN館
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目次

第一部　証券情報 …… 1

第二部　ファンド情報 …… 4
第１　ファンドの状況 …… 4
1　ファンドの性格 …… 4
2　投資方針 …… 14
3　投資リスク …… 19
4　手数料等及び税金 …… 23
5　運用状況 …… 27
第２　管理及び運営 …… 38
1　申込（販売）手続等 …… 38
2　換金（解約）手続等 …… 39
3　資産管理等の概要 …… 40
4　受益者の権利等 …… 43
第３　ファンドの経理状況 …… 45
1　財務諸表 …… 48
2　ファンドの現況 …… 65
第４　内国投資信託受益証券事務の概要 …… 66

第三部　委託会社等の情報 …… 68
第１　委託会社等の概況 …… 68
1　委託会社等の概況 …… 68
2　事業の内容及び営業の概況 …… 69
3　委託会社等の経理状況 …… 70
4　利害関係人との取引制限 …… 99
5　その他 …… 99

信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

上記ファンドを、以下「当ファンド」または単に「ファンド」、或いは「新グローバル配当株ファンド」もしくは「新グロ」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）	新グロ配

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（**営業日の**9:00～17:00）

＊販売会社は、上記照会先にてご確認いただけます。

（5）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.30％（税抜3.0％）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。
＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（６）【申込単位】
販売会社が定める単位とします。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
＊再投資される収益分配金については1口単位とします。
※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（７）【申込期間】
2022年5月11日（水）から2022年11月10日（木）まで
（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】
販売会社において申込みの取扱いを行います。
※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（９）【払込期日】
取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。
払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。
振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】
お申込みの販売会社とします。
※販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】
振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】
① 申込みの方法
受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。
分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。
お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。
② 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し
金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

③　振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

● 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

④　申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

⑤　日本以外の地域における発行は行いません。

⑥　以下の日には、ご購入のお申込みができません。

・ニューヨーク証券取引所休業日

・ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

⑦　原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込み分とします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般		（日本を含む）	ファンド	
大型株	年2回			なし
中小型株		日本	ファンド・オブ・	
	年4回		ファンズ	
債券		北米		
一般	年6回(隔月)			
公債		欧州		
社債	年12回(毎月)			
その他債券		アジア		
	日々			
不動産投信		オセアニア		
	その他			
その他資産		中南米		
（投資信託証券				
（株式））		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

※当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

1 好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。

●企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元に活用している企業を選別します。
●当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元に積極的な企業を選別します。

*株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元(返還)することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。

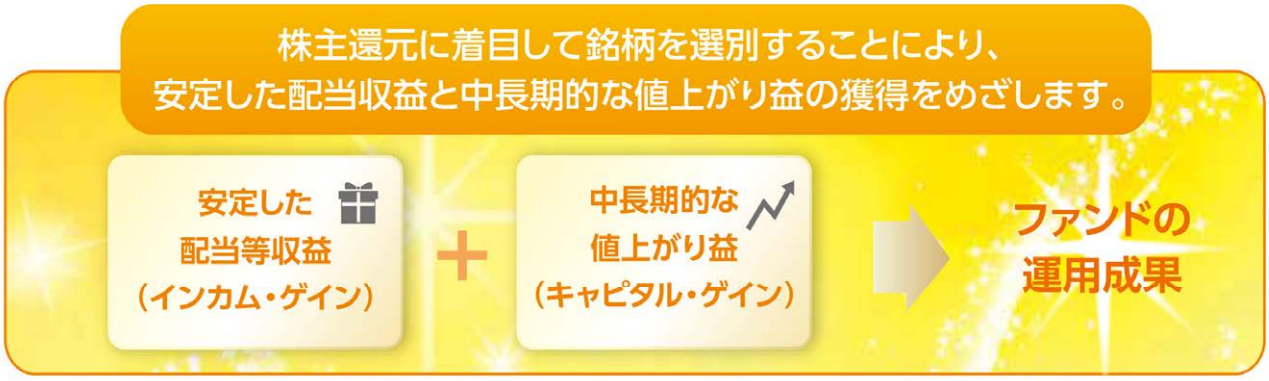

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、安定した分配をめざすとともに、年4回のボーナス分配をめざします。

●毎月10日の決算時（休業日の場合は翌営業日とします。）に、配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

●また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益（評価益を含みます。）を加えたボーナス分配を行うことをめざします。

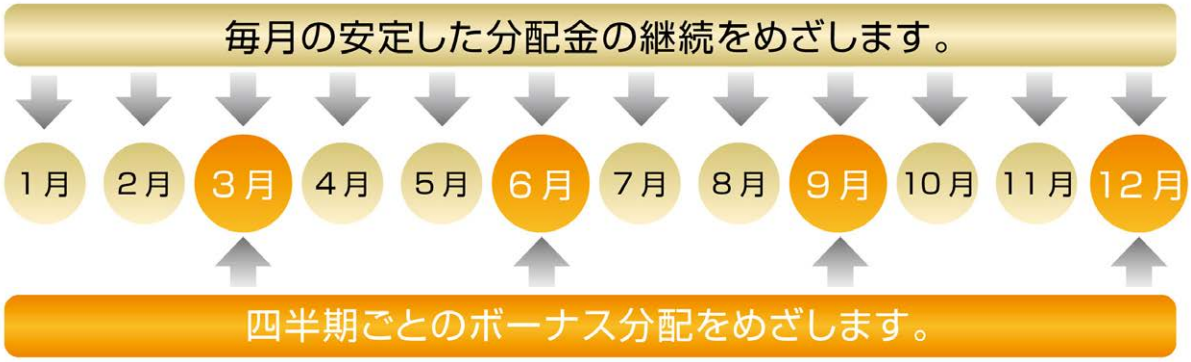

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

●マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。

●ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

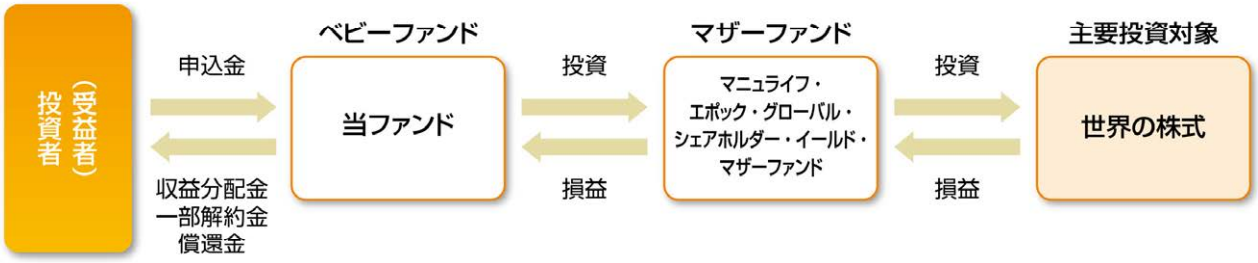

※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

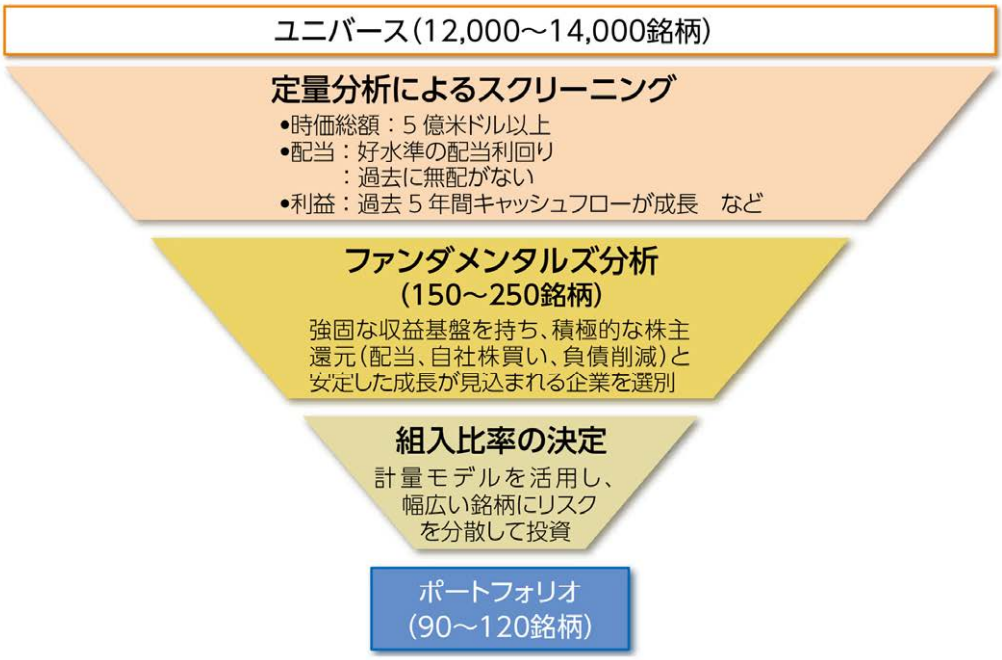

※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。
出所:エポック･インベストメント･パートナーズ･インクの資料をもとにマニュライフ･インベストメント･マネジメント株式会社が作成

委託会社、運用権限の委託先会社について

●マニュライフ･インベストメント･マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ･ファイナンシャル･コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

●マザーファンドの運用にあたっては、エポック･インベストメント･パートナーズ･インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。
エポック･インベストメント･パートナーズ･インクは、グローバル株式戦略および米国株式戦略に特化した運用会社です。平均経験年数20年以上の経験豊富な運用チームが運用を担当します。

主な投資制限

●株式への実質投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

●毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

［収益分配金に関する留意事項］

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。
●期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後）　②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
●期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金　④収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　(2)計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

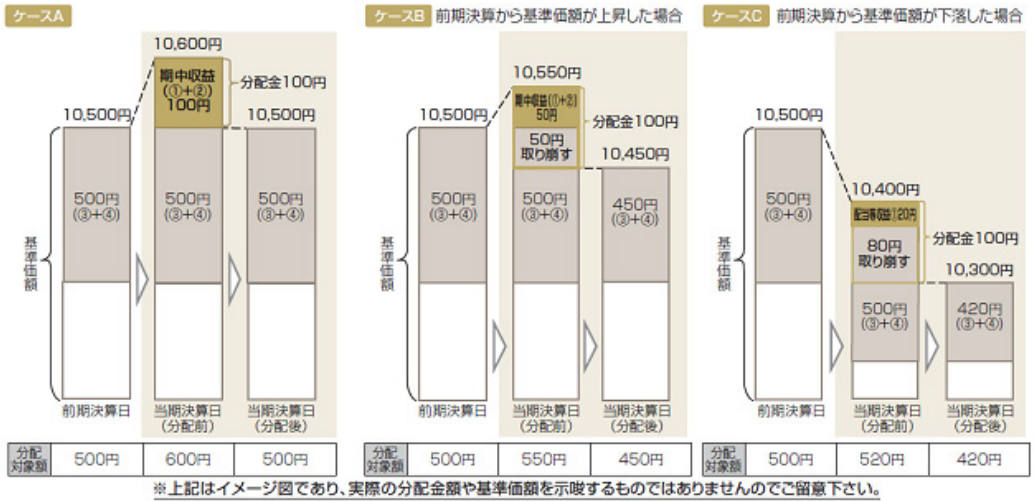

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。
ケースA：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

☆A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

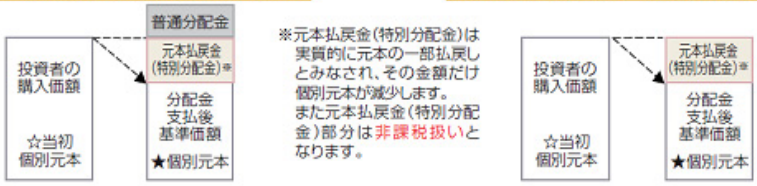

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

2010年8月31日	当初設定日、信託契約締結、運用開始
2016年7月 1日	ファンドの委託会社としての業務をマニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社からマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割

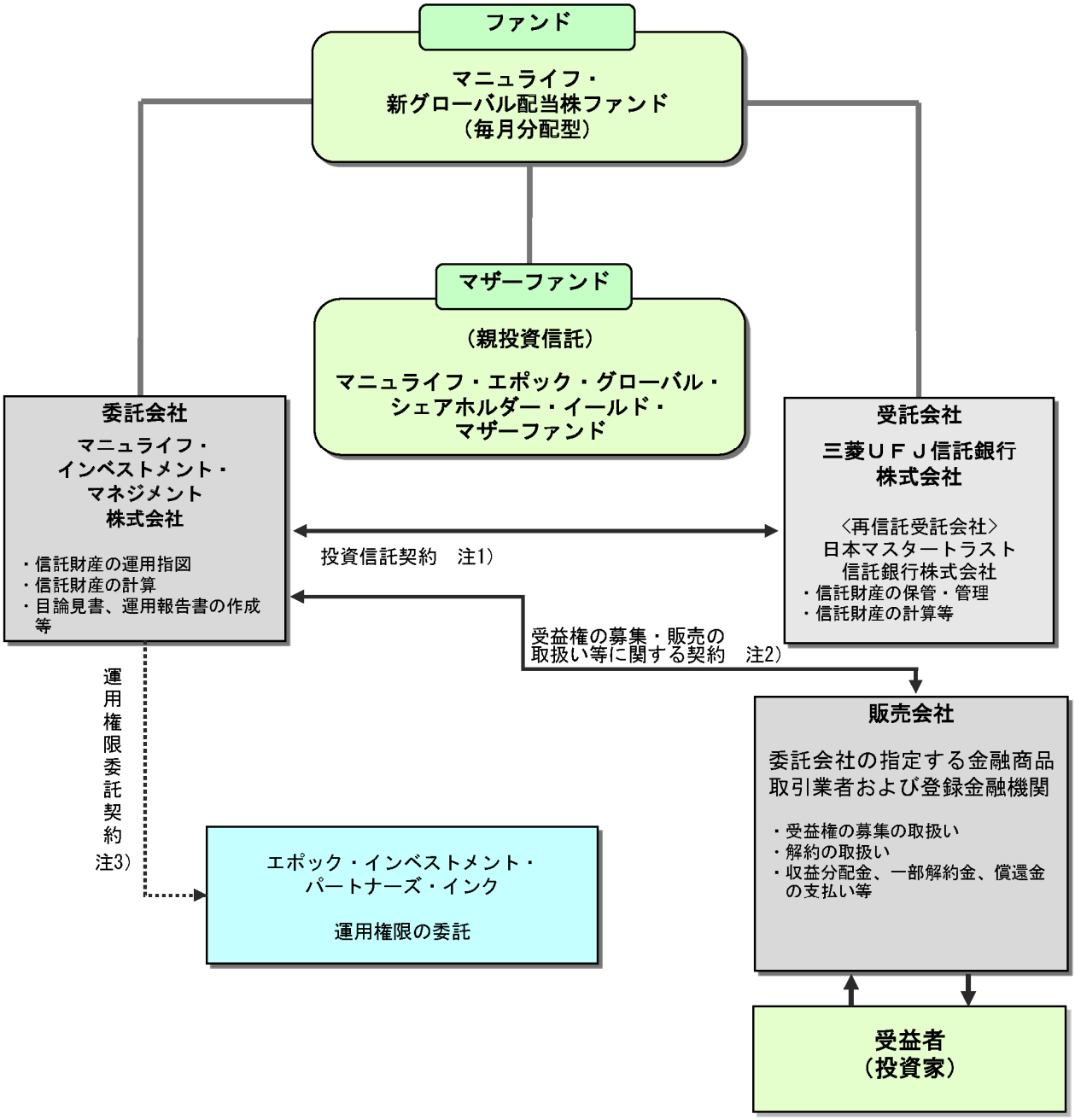

＜関係法人と締結している契約の概要＞

注1）投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2）投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

注3）投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（2022年2月末現在）

1. 資本金の額　　1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
2007年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年1月11日	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年4月 1日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100％

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

主としてマニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 投資態度

1. マザーファンドを通じて実質的に主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式（※）に分散投資を行います。

（※）株式・・・ＤＲ（預託証券）及び上場・登録予定を含みます。

2. マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク（以下、「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。
   1）エポック社のアナリストによる調査と分析により、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して配当を含む株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得をめざします。
   2）通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。
   3）ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。
3. マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
4. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
5. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ.為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

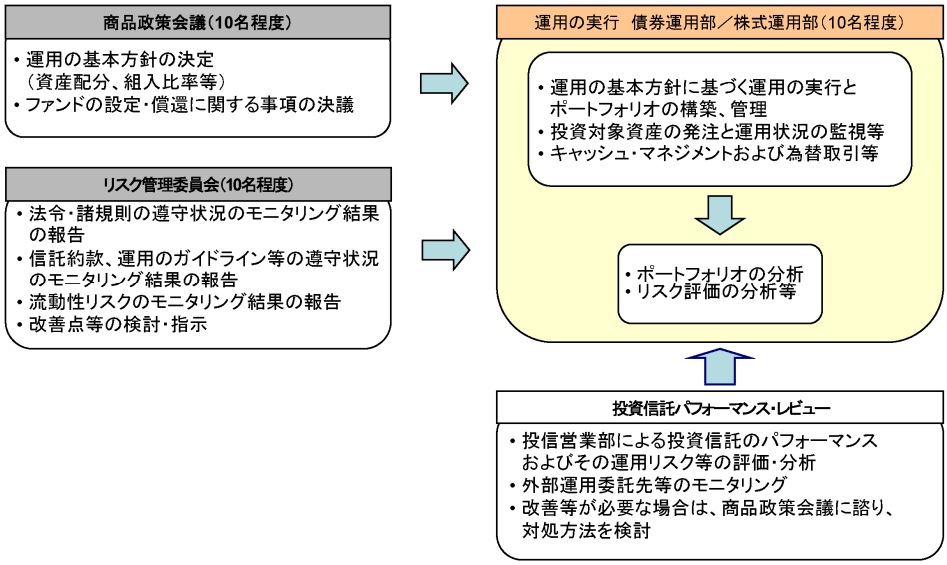

商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2022年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆　運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆　ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
   また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。

2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期決算日から第3期決算日の間は、分配を行いません。

① 分配対象額の範囲
経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針
収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことをめざします。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針
留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
⑤ 外国為替予約取引は、約款に規定する範囲で行うことがあります。
＊ 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
⑥ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑧ 資金の借入れ
a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令に基づく投資制限＞

ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考＞マザーファンドの概要

（1）投資方針

①　基本方針

安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

②　主要投資対象

主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式に分散投資を行います。（新興国市場に信託財産の20%まで投資することができます。）

③　投資態度

イ．運用にあたっては、エポック社に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

ロ．エポック社アナリストによる調査と分析により、グローバル化する市場の中で、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得をめざします。

ハ．通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

ニ．ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。

ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
⑦ 外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことがあります。
⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑨ 異常な投資環境においては、一時的に短期の投資適格債券に集中して投資することがあります。その場合、投資目標の達成はできないことがあります。
⑩ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】
（1）投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。
投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

＜主な変動要因＞
① 株価変動リスク
株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
② 為替変動リスク
ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
③ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
④ 公社債投資に係るリスク（金利リスク・信用リスク）
ファンドは、マザーファンドを通じてハイ・イールド債券を含む公社債に信託財産の20%以内で投資することがあります。

公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が元利金の債務不履行（デフォルト）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落し損失を被ることがあります。

ハイ・イールド債券は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安等により、デフォルト・リスクが高い傾向があります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落します。なお、新興国の債券は、よりその影響を受けやすいと考えられます。

したがって、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

＜その他の留意点＞

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ 繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑤ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

⑥ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消すことができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

⑦ その他

・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来たす場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

（2）投資リスクに対する管理体制

◆　リスク管理関連の会議

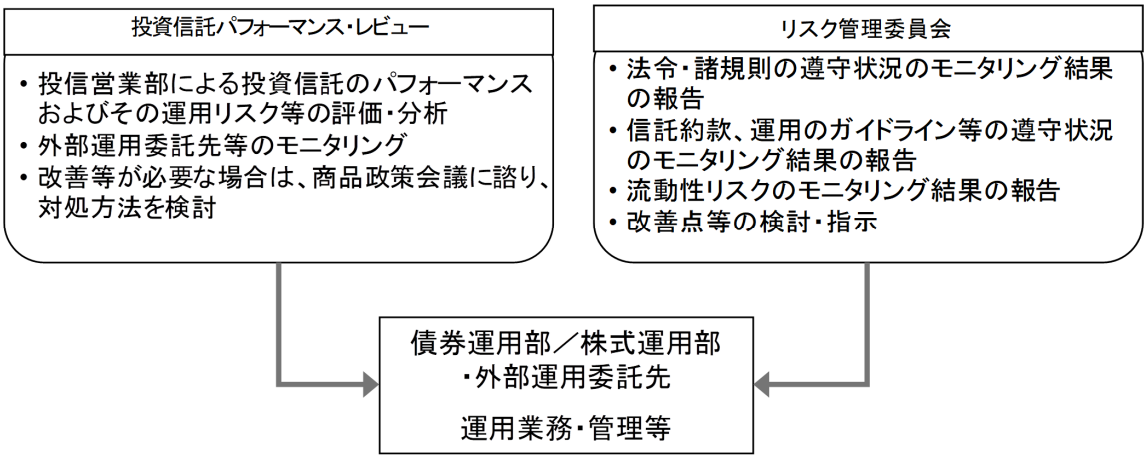

リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。流動性リスク管理担当部署は組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2022年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

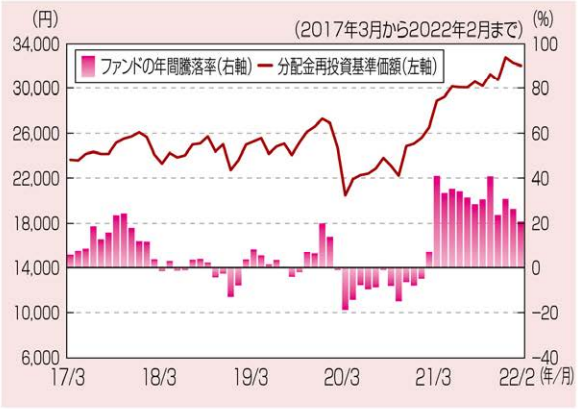

※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

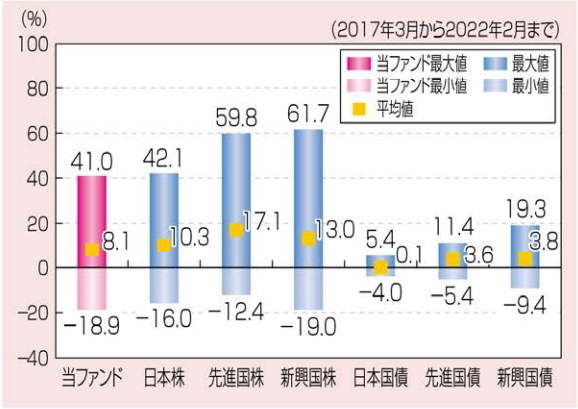

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。
(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

■投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率1.4795%（税抜1.345%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.645% ・100億円超部分：年率0.655%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.63%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.07% ・100億円超部分：年率0.06%

ファンドの信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

委託会社は、マザーファンドの運用権限の委託先であるエポック社に委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時　期	項　　目	費　用　額
毎　日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額注)を左記の合計額とみなします。
都　度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。) 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

お申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

①　個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
2014年 1 月 1 日 ～ 2037年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税※2　20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)

※１2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

※２原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
・配当控除の適用はありません。

［損益通算について］
換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
※公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	2014年1月1日から2037年12月31日までは源泉徴収15.315%※（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

※2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。
・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＊上記は2022年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆ 個別元本について
1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

＊詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

－まとめ－

	購入形態	個別元本の計算
原　　則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例　　外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

◆　収益分配金の課税について

●　分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

●　受益者が収益分配金を受取る際

① 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

② 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

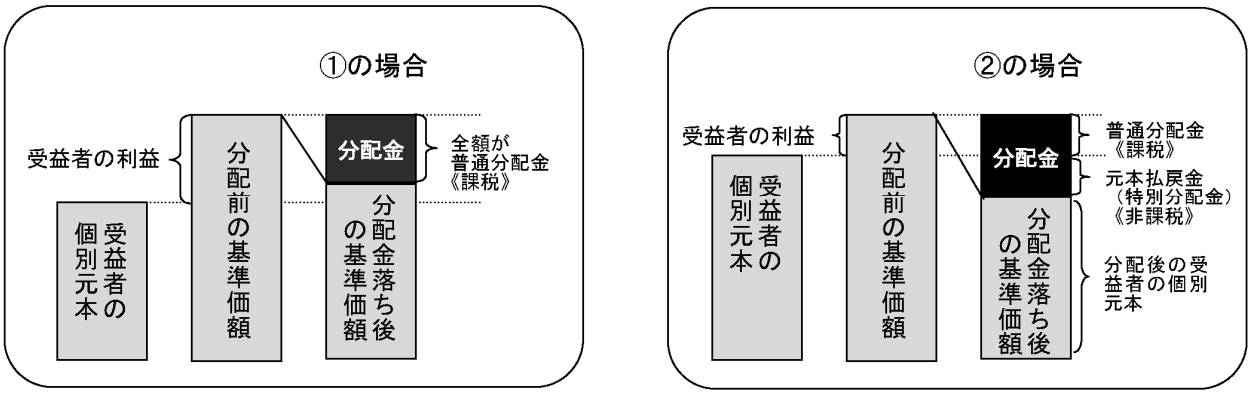

＊上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は当ファンドの2022年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,792,483,484	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△3,626,379	△0.07
合計(純資産総額)	―	4,788,857,105	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド	1,053,941,653	4.7074	4,961,392,579	4.5472	4,792,483,484	100.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	118,773,800	2.07
	アメリカ	2,718,223,353	47.42
	カナダ	510,440,884	8.90
	ドイツ	445,508,750	7.77
	イタリア	111,051,071	1.93
	フランス	337,633,104	5.89
	オランダ	63,821,500	1.11
	スペイン	23,576,716	0.41
	ルクセンブルク	33,834,311	0.59
	アイルランド	127,610,676	2.22
	イギリス	453,832,460	7.91
	スイス	138,831,500	2.42
	ノルウェー	84,868,709	1.48
	バミューダ	91,865,654	1.60
	韓国	77,171,454	1.34
	台湾	79,146,474	1.38
	小計	5,416,190,416	94.49
投資証券	アメリカ	266,233,950	4.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	49,323,914	0.86
合計(純資産総額)	―	5,731,748,280	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,960	12,469.00	99,253,244	17,279.34	137,543,602	2.39
2	カナダ	株式	NUTRIEN LTD	素材	12,755	8,298.80	105,851,207	9,384.97	119,705,305	2.08
3	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,724	58,975.56	101,673,873	67,944.55	117,136,414	2.04
4	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3,099	35,615.97	110,373,911	34,354.17	106,463,574	1.85
5	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,428	6,373.73	104,707,768	6,475.42	106,378,233	1.85
6	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	16,709	5,736.22	95,846,650	6,243.24	104,318,327	1.82
7	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	7,226	15,526.45	112,194,153	14,348.99	103,685,867	1.80

8	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC -SPONS ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,599	6,794.33	99,190,569	7,000.01	102,193,277	1.78
9	アメリカ	株式	METLIFE INC	保険	12,115	7,590.47	91,958,659	7,922.10	95,976,338	1.67
10	アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	5,022	20,409.59	102,496,993	18,732.96	94,076,955	1.64
11	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	3,312	25,792.98	85,426,359	26,967.39	89,315,996	1.55
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	—	15,400	5,193.97	79,987,176	5,623.81	86,606,805	1.51
13	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	6,972	11,068.53	77,169,823	12,160.48	84,782,881	1.47
14	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	16,067	3,988.16	64,077,831	5,170.70	83,077,653	1.44
15	カナダ	株式	RESTAURANT BRANDS INTERN	消費者サービス	12,514	7,054.32	88,277,854	6,587.50	82,436,044	1.43
16	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,745	10,786.95	72,758,018	12,141.14	81,892,028	1.42
17	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	38,946	2,123.76	82,712,066	2,100.48	81,805,356	1.42
18	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	6,158	13,609.47	83,807,172	12,852.62	79,146,474	1.38
19	韓国	株式	SAMSUNG ELECTR-GDR	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	442	173,382.77	76,635,186	174,596.04	77,171,454	1.34
20	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,639	9,554.28	72,985,200	10,097.42	77,134,254	1.34
21	ドイツ	株式	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	保険	2,337	32,192.72	75,234,400	32,781.22	76,609,718	1.33
22	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	7,000	11,082.40	77,576,803	10,725.35	75,077,457	1.30
23	カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	5,690	11,913.33	67,786,889	12,706.29	72,298,804	1.26
24	フランス	株式	AXA SA	保険	22,250	3,122.26	69,470,455	3,203.75	71,283,478	1.24
25	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,674	17,226.19	63,289,037	19,048.41	69,983,886	1.22
26	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	5,556	13,958.43	77,553,092	12,229.81	67,948,835	1.18
27	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	66,590	915.11	60,937,415	1,009.40	67,216,439	1.17
28	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	—	8,575	8,089.65	69,368,796	7,788.06	66,782,700	1.16
29	アメリカ	株式	MSC INDUSTRIAL DIRECT CO-A	資本財	7,305	9,865.65	72,068,639	8,979.39	65,594,448	1.14
30	オランダ	株式	LYONDELLBASELL INDU-CL A	素材	5,636	11,145.95	62,818,591	11,323.89	63,821,500	1.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.業種別及び種類別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	ゴム製品	0.60
		輸送用機器	0.67
		保険業	0.79
	外国	エネルギー	3.27
		素材	5.76
		資本財	7.33
		運輸	1.64
		耐久消費財・アパレル	1.98
		消費者サービス	2.52
		メディア・娯楽	0.90
		小売	2.04
		食品・飲料・タバコ	7.46
		家庭用品・パーソナル用品	2.10
		ヘルスケア機器・サービス	1.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.12
		銀行	3.54
		各種金融	1.62
		保険	7.71
		ソフトウェア・サービス	3.66
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.42
		電気通信サービス	6.74
		公益事業	8.67
		半導体・半導体製造装置	7.66
投資証券	―	―	4.64
合計			99.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	買建	1,496,462.17	172,429,131	172,910,814	3.01
	カナダドル	売建	295,959.32	26,698,490	26,789,497	△0.46
	ユーロ	売建	812,420.22	105,143,424	105,078,755	△1.83
	イギリスポンド	売建	184,218.91	28,491,296	28,475,766	△0.49
	スイスフラン	売建	96,751.89	12,095,921	12,080,547	△0.21

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率です。

（注2）為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間	(2012年8月10日)	1,879,401,848	1,885,009,274	1.0055	1.0085
第5特定期間	(2013年2月12日)	1,984,599,733	1,989,477,189	1.2207	1.2237
第6特定期間	(2013年8月12日)	3,764,157,684	3,774,009,965	1.1462	1.1492
第7特定期間	(2014年2月10日)	6,190,033,223	6,207,147,845	1.0850	1.0880
第8特定期間	(2014年8月11日)	18,607,188,724	18,661,740,535	1.0233	1.0263
第9特定期間	(2015年2月10日)	27,198,616,139	27,275,515,131	1.0611	1.0641
第10特定期間	(2015年8月10日)	31,896,685,187	31,990,770,760	1.0171	1.0201
第11特定期間	(2016年2月10日)	22,521,543,096	22,601,747,090	0.8424	0.8454
第12特定期間	(2016年8月10日)	18,832,830,237	18,900,662,270	0.8329	0.8359
第13特定期間	(2017年2月10日)	16,982,367,880	17,038,761,749	0.9034	0.9064
第14特定期間	(2017年8月10日)	14,335,640,326	14,381,947,706	0.9287	0.9317
第15特定期間	(2018年2月13日)	10,414,328,175	10,448,738,137	0.9080	0.9110
第16特定期間	(2018年8月10日)	9,350,589,562	9,380,940,943	0.9242	0.9272
第17特定期間	(2019年2月12日)	7,935,197,637	7,962,486,366	0.8724	0.8754
第18特定期間	(2019年8月13日)	6,653,987,465	6,677,763,431	0.8396	0.8426
第19特定期間	(2020年2月10日)	5,976,073,289	5,995,037,018	0.9454	0.9484
第20特定期間	(2020年8月11日)	4,856,780,786	4,874,980,976	0.8006	0.8036
第21特定期間	(2021年2月10日)	4,723,944,207	4,740,303,660	0.8663	0.8693
第22特定期間	(2021年8月10日)	4,977,275,329	4,992,364,216	0.9896	0.9926
第23特定期間	(2022年2月10日)	4,933,729,141	4,947,627,605	1.0650	1.0680
	2021年 2 月末日	4,765,793,934	－	0.8815	－
	2021年 3 月末日	5,082,578,760	－	0.9570	－
	2021年 4 月末日	5,052,980,319	－	0.9656	－
	2021年 5 月末日	5,113,771,986	－	0.9921	－
	2021年 6 月末日	5,003,427,355	－	0.9869	－
	2021年 7 月末日	4,968,920,657	－	0.9831	－
	2021年 8 月末日	5,022,682,080	－	0.9974	－
	2021年 9 月末日	4,921,540,593	－	0.9817	－
	2021年10月末日	4,954,433,757	－	1.0147	－
	2021年11月末日	4,783,767,419	－	0.9941	－
	2021年12月末日	4,939,157,102	－	1.0570	－
	2022年 1 月末日	4,826,249,384	－	1.0381	－
	2022年 2 月末日	4,788,857,105	－	1.0274	－

②【分配の推移】

特定期間		1口当たりの分配金(円)
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	0.0650
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	0.0450
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	0.2120
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	0.1820
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	0.1220
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	0.1520
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	0.0720
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	0.0180
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	0.0180
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	0.0180
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	0.0180
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	0.0180
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	0.0180
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	0.0180
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	0.0180
第19特定期間	自　2019年8月14日 至　2020年2月10日	0.0180
第20特定期間	自　2020年2月11日 至　2020年8月11日	0.0180
第21特定期間	自　2020年8月12日 至　2021年2月10日	0.0180
第22特定期間	自　2021年2月11日 至　2021年8月10日	0.0180
第23特定期間	自　2021年8月11日 至　2022年2月10日	0.0180

③【収益率の推移】

特定期間		収益率 (%)
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	5.6
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	25.9
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	11.3
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	10.5
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	5.6
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	18.5
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	2.6
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	△15.4
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	1.0
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	10.6
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	4.8
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	△0.3
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	3.8
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	△3.7
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	△1.7
第19特定期間	自　2019年8月14日 至　2020年2月10日	14.7
第20特定期間	自　2020年2月11日 至　2020年8月11日	△13.4
第21特定期間	自　2020年8月12日 至　2021年2月10日	10.5
第22特定期間	自　2021年2月11日 至　2021年8月10日	16.3
第23特定期間	自　2021年8月11日 至　2022年2月10日	9.4

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前作成期末基準価額」といいます。）を控除した額を前作成期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	785,652,093	86,510,326	1,869,142,168
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	468,824,803	712,147,990	1,625,818,981
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	2,789,188,510	1,130,913,577	3,284,093,914
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	4,949,098,919	2,528,318,681	5,704,874,152
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	14,719,160,350	2,240,097,501	18,183,937,001
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	17,553,441,589	10,104,381,062	25,632,997,528
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	14,138,582,185	8,409,721,722	31,361,857,991
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	1,574,105,651	6,201,298,941	26,734,664,701
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	709,239,861	4,833,226,759	22,610,677,803
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	397,963,918	4,210,685,143	18,797,956,578
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	1,040,265,055	4,402,428,069	15,435,793,564
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	641,820,819	4,607,626,837	11,469,987,546
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	152,465,626	1,505,326,030	10,117,127,142
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	112,295,318	1,133,179,250	9,096,243,210
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	93,220,218	1,264,141,151	7,925,322,277
第19特定期間	自　2019年8月14日 至　2020年2月10日	88,907,811	1,692,987,064	6,321,243,024
第20特定期間	自　2020年2月11日 至　2020年8月11日	148,064,267	402,577,251	6,066,730,040
第21特定期間	自　2020年8月12日 至　2021年2月10日	64,073,088	677,651,814	5,453,151,314
第22特定期間	自　2021年2月11日 至　2021年8月10日	257,038,976	680,561,121	5,029,629,169
第23特定期間	自　2021年8月11日 至　2022年2月10日	192,104,608	588,912,345	4,632,821,432

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考情報）

基準価額・純資産の推移

2022年2月28日現在

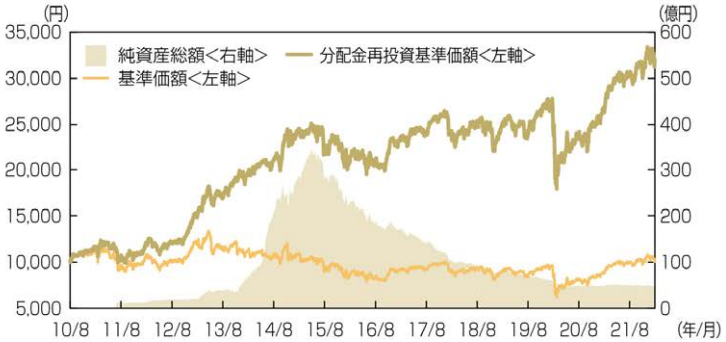

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	10,274円
純資産総額	47.9億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2021年10月	30円
2021年11月	30円
2021年12月	30円
2022年1月	30円
2022年2月	30円
直近1年間合計	360円
設定来合計	12,100円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

国別構成比率

	国・地域	比率
1	米国	52.5%
2	カナダ	9.0%
3	英国	8.0%
4	ドイツ	7.8%
5	フランス	5.9%
6	スイス	2.4%
7	アイルランド	2.2%
8	日本	2.1%
9	イタリア	2.0%
10	バミューダ	1.6%
	その他	6.4%
	合計	100.0%

業種別構成比率

	業種	比率
1	情報技術	15.9%
2	金融	13.8%
3	ヘルスケア	13.4%
4	生活必需品	9.7%
5	資本財・サービス	9.1%
6	公益事業	8.7%
7	一般消費財・サービス	7.9%
8	コミュニケーション・サービス	7.7%
9	素材	5.8%
10	不動産	4.7%
	その他	3.3%
	合計	100.0%

※国別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。国・地域名は組入れ銘柄の法人登録国を示しています。
※業種別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※国別構成比率、業種別構成比率は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

（組入数:104銘柄）

	組入銘柄	国	業種	組入比率
1	アッヴィ	米国	ヘルスケア	2.4%
2	ニュートリエン	カナダ	素材	2.1%
3	ブロードコム	米国	情報技術	2.0%
4	マイクロソフト	米国	情報技術	1.9%
5	シスコ・システムズ	米国	情報技術	1.9%
6	トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	1.8%
7	IBM	米国	情報技術	1.8%
8	アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	1.8%
9	メットライフ	米国	金融	1.7%
10	アナログ・デバイセズ	米国	情報技術	1.6%

※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※組入比率は純資産総額に対する比率です。
※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間収益率の推移

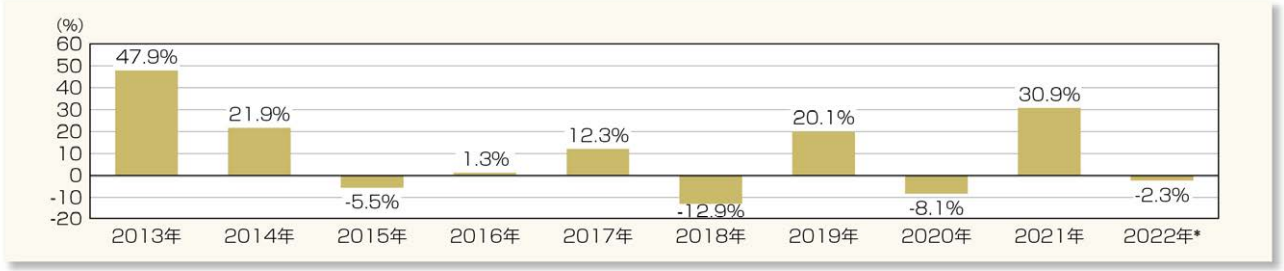

*2022年:2022年1月～2022年2月末の収益率
※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

2022年5月11日（水）から2022年11月10日（木）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）	新グロ配

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

＜照会先＞

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

④ 申込手数料

1. 申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.30％（税抜3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2. 受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記③の＜照会先＞においてもご確認いただけます。

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

⑧ 申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

⑨ 申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑩ その他

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

① 解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金※（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

※税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧下さい。

※基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

④ 換金手数料

ありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

⑨ その他

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×1万口

（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。（注）
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。（注）

※外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（注）原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

③　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④　基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、2010年8月31日から無期限です。

ただし、後記(5)[その他]１.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

①　委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

②　委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　上記②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑥　このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2.信託約款の変更等

①　委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　上記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3.反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場

合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.mamj.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5.運用報告書

毎年2月および8月の決算時、および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6.関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。

・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③　換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2021年8月11日から2022年2月10日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年３月23日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈　良　昌　彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の2021年８月11日から2022年２月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の2022年２月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 （2021年 8月10日現在）	当特定期間 （2022年 2月10日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,977,275,329	4,933,729,141
未収入金	46,376,430	22,692,291
流動資産合計	5,023,651,759	4,956,421,432
資産合計	5,023,651,759	4,956,421,432
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,088,887	13,898,464
未払解約金	25,268,757	2,652,869
未払受託者報酬	302,294	308,074
未払委託者報酬	5,506,039	5,611,334
その他未払費用	210,453	221,550
流動負債合計	46,376,430	22,692,291
負債合計	46,376,430	22,692,291
純資産の部		
元本等		
元本	5,029,629,169	4,632,821,432
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△52,353,840	300,907,709
（分配準備積立金）	506,858,535	800,902,055
元本等合計	4,977,275,329	4,933,729,141
純資産合計	4,977,275,329	4,933,729,141
負債純資産合計	5,023,651,759	4,956,421,432

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2021年 2月11日 至　2021年 8月10日	当特定期間 自　2021年 8月11日 至　2022年 2月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	792,020,466	481,412,812
営業収益合計	792,020,466	481,412,812
営業費用		
受託者報酬	1,906,713	1,907,951
委託者報酬	35,611,407	34,751,919
その他費用	1,313,517	1,358,840
営業費用合計	38,831,637	38,018,710
営業利益又は営業損失（△）	753,188,829	443,394,102
経常利益又は経常損失（△）	753,188,829	443,394,102
当期純利益又は当期純損失（△）	753,188,829	443,394,102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,924,531	1,795,767
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△729,207,107	△52,353,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,700,599	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,700,599	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,818	1,685,536
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	1,668,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,818	17,412
分配金	93,286,812	86,651,250
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△52,353,840	300,907,709

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間 2021年 8月10日現在	当特定期間 2022年 2月10日現在
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項　目	前特定期間 2021年 8月10日現在	当特定期間 2022年 2月10日現在
１．　元本の推移		
期首元本額	5,453,151,314円	5,029,629,169円
期中追加設定元本額	257,038,976円	192,104,608円
期中一部解約元本額	680,561,121円	588,912,345円
２．　特定期間末日における受益権の総数	5,029,629,169口	4,632,821,432口
３．　特定期間末日における1口当たり純資産額	0.9896円	1.0650円
特定期間末日における1万口当たり純資産額	9,896円	10,650円
４．　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は52,353,840円であります。	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	前特定期間 自 2021年 2月11日 至 2021年 8月10日	当特定期間 自 2021年 8月11日 至 2022年 2月10日
１．投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	自2021年2月11日 至2021年4月29日 純資産総額に対して年率 0.425%以内の額 自2021年4月30日 至2021年8月10日 純資産総額に対して年率 0.35%以内の額	純資産総額に対して年率 0.35%以内の額
２．分配金の計算過程	自2021年 2月11日 至2021年 3月10日	自2021年 8月11日 至2021年 9月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	12,365,734円	2,881,402円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,845,374円	10,128,689円
信託約款に規定される分配準備積立金	284,099,983円	495,742,172円
分配対象収益	298,311,091円	508,752,263円

（1万口当たり）	553円	1,013円
分配金額	16,173,119円	15,055,740円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2021年 3月11日 至2021年 4月12日	自2021年 9月11日 至2021年10月11日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	16,334,068円	12,041,675円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	86,429,832円	0円
信託約款に規定される収益調整金	3,173,095円	2,321,204円
信託約款に規定される分配準備積立金	273,513,119円	490,177,851円
分配対象収益	379,450,114円	504,540,730円
（1万口当たり）	718円	1,007円
分配金額	15,852,644円	15,017,717円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2021年 4月13日 至2021年 5月10日	自2021年10月12日 至2021年11月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	24,661,508円	9,458,741円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	116,488,635円	130,451,524円
信託約款に規定される収益調整金	1,511,681円	896,506円
信託約款に規定される分配準備積立金	358,101,577円	473,052,876円
分配対象収益	500,763,401円	613,859,647円
（1万口当たり）	958円	1,266円
分配金額	15,677,007円	14,539,657円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2021年 5月11日 至2021年 6月10日	自2021年11月11日 至2021年12月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	15,075,440円	5,695,245円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	55,616,089円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,789,629円	3,652,207円
信託約款に規定される分配準備積立金	473,633,740円	579,506,606円
分配対象収益	546,114,898円	588,854,058円
（1万口当たり）	1,066円	1,248円
分配金額	15,363,340円	14,146,725円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2021年 6月11日 至2021年 7月12日	自2021年12月11日 至2022年 1月11日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	10,507,297円	12,927,228円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	220,047,197円
信託約款に規定される収益調整金	4,984,376円	864,532円
信託約款に規定される分配準備積立金	517,884,311円	567,608,195円
分配対象収益	533,375,984円	801,447,152円
（1万口当たり）	1,057円	1,718円
分配金額	15,131,815円	13,992,947円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2021年 7月13日	自2022年 1月12日

	至2021年 8月10日	至2022年 2月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	5,130,510円	4,356,624円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	28,294,579円
信託約款に規定される収益調整金	7,753,461円	3,708,722円
信託約款に規定される分配準備積立金	509,066,253円	778,443,059円
分配対象収益	521,950,224円	814,802,984円
（1万口当たり）	1,037円	1,758円
分配金額	15,088,887円	13,898,464円
（1万口当たり）	30円	30円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	前特定期間 2021年 8月10日現在	当特定期間 2022年 2月10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 2021年 8月10日現在	当特定期間 2022年 2月10日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	31,026,072	40,331,305
合計	31,026,072	40,331,305

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド	1,047,545,361	4,933,729,141	
合計		1,047,545,361	4,933,729,141	

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2021年 8月10日現在)	(2022年 2月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	20,587,442	66,320,896
金銭信託	64,931,808	66,163,484
株式	5,632,964,253	6,784,274,751
投資証券	194,856,973	290,053,187
派生商品評価勘定	－	2,439
未収配当金	10,739,010	6,226,874
流動資産合計	5,924,079,486	7,213,041,631
資産合計	5,924,079,486	7,213,041,631
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	898
未払解約金	54,533,694	32,645,277
その他未払費用	4,194	3,677
流動負債合計	54,537,888	32,649,852
負債合計	54,537,888	32,649,852
純資産の部		
元本等		
元本	1,375,495,007	1,524,567,180
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,494,046,591	5,655,824,599
元本等合計	5,869,541,598	7,180,391,779
純資産合計	5,869,541,598	7,180,391,779
負債純資産合計	5,924,079,486	7,213,041,631

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2021年 8月10日現在	2022年 2月10日現在
本書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2021年 8月10日現在	2022年 2月10日現在
１．　元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,545,535,663円	1,375,495,007円
同期中における追加設定元本額	71,887,818円	319,345,000円
同期中における解約元本額	241,928,474円	170,272,827円
同期末日における元本の内訳		
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）	1,166,403,105円	1,047,545,361円
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（年２回決算型）	95,647,904円	94,131,429円
マニュライフ・グローバル配当株ファンド（適格機関投資家専用）	113,443,998円	382,890,390円
合計	1,375,495,007円	1,524,567,180円
２．　本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,375,495,007口	1,524,567,180口
３．　本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の１口当たり純資産額	4.2672円	4.7098円
（１万口当たり純資産額）	42,672円	47,098円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
３．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	2021年 8月10日現在	2022年 2月10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2021年 8月10日現在	2022年 2月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	848,890,076	340,351,719
投資証券	57,684,524	△4,760,764
合計	906,574,600	335,590,955

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2021年 8月10日現在）

該当事項はありません。

（2022年 2月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,639,550	－	1,638,652	△898
	アメリカドル	1,639,550	－	1,638,652	△898
	売建	1,639,550	－	1,637,111	2,439
	イギリスポンド	1,639,550	－	1,637,111	2,439
合計		3,279,100	－	3,275,763	1,541

（注）時価の算定方法

１．本書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同期末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同期末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（ア）同期末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

（イ）同期末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．同期末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

３．上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①　有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	ブリヂストン	7,900	5,258.00	41,538,200	
	トヨタ自動車	20,200	2,254.00	45,530,800	
	東京海上ホールディングス	7,800	7,103.00	55,403,400	
円 小計		35,900		142,472,400	
アメリカドル	CHEVRON CORP	3,414	137.79	470,415.06	
	DOW INC	10,961	61.99	679,472.39	
	LINDE PLC	1,000	304.15	304,150.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	6,768	102.59	694,329.12	
	NUTRIEN LTD	15,419	75.17	1,159,046.23	
	CUMMINS INC	1,922	225.50	433,411.00	
	EATON CORP PLC	2,115	156.85	331,737.75	
	EMERSON ELECTRIC CO	8,449	98.42	831,550.58	
	HUBBELL INC	1,696	192.10	325,801.60	
	LOCKHEED MARTIN CORP	881	394.54	347,589.74	
	MSC INDUSTRIAL DIRECT CO-A	8,769	81.07	710,902.83	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	4,004	96.00	384,384.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,857	225.07	417,954.99	
	HANESBRANDS INC	19,456	16.30	317,132.80	
	HASBRO INC	6,229	96.23	599,416.67	
	LEGGETT & PLATT INC	8,025	39.07	313,536.75	
	MCDONALD'S CORP	1,520	259.86	394,987.20	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	15,069	57.82	871,289.58	
	VAIL RESORTS INC	1,029	279.25	287,348.25	
	OMNICOM GROUP	6,445	90.12	580,823.40	
	HOME DEPOT INC	991	364.37	361,090.67	
	TARGET CORP	1,550	216.64	335,792.00	
	ALTRIA GROUP INC	12,254	50.60	620,052.40	
	COCA-COLA CO/THE	7,622	61.04	465,246.88	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	11,520	58.96	679,219.20	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	8,428	104.10	877,354.80	
	KIMBERLY-CLARK CORP	2,437	131.89	321,415.93	
	PROCTER & GAMBLE CO	2,135	159.60	340,746.00	

	MEDTRONIC PLC	6,839	106.09	725,549.51	
	ABBVIE INC	9,790	143.20	1,401,928.00	
	AMGEN INC	1,673	237.19	396,818.87	
	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	17,660	57.20	1,010,152.00	
	JOHNSON & JOHNSON	2,067	171.49	354,469.83	
	MERCK & CO. INC.	8,024	76.53	614,076.72	
	PFIZER INC	10,476	51.47	539,199.72	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,810	156.60	596,646.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,663	210.76	350,493.88	
	TRUIST FINANCIAL CORP	7,379	65.50	483,324.50	
	ALLY FINANCIAL INC	7,038	49.98	351,759.24	
	LAZARD LTD-CL A	17,806	41.77	743,756.62	
	METLIFE INC	14,644	70.42	1,031,230.48	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	8,717	137.79	1,201,115.43	
	MICROSOFT CORP	3,746	311.21	1,165,792.66	
	APPLE INC	4,518	176.28	796,433.04	
	CISCO SYSTEMS INC	20,234	56.29	1,138,971.86	
	SAMSUNG ELECTR-GDR	533	1,568.00	835,744.00	
	AT&T INC	16,497	24.50	404,176.50	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	10,689	53.50	571,861.50	
	AMEREN CORPORATION	4,004	87.71	351,190.84	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	7,281	89.38	650,775.78	
	DOMINION ENERGY INC	4,457	80.32	357,986.24	
	DUKE ENERGY CORP	3,197	104.71	334,757.87	
	ENTERGY CORP	4,327	111.47	482,330.69	
	EVERGY INC	8,040	65.43	526,057.20	
	NEXTERA ENERGY INC	3,753	76.66	287,704.98	
	NISOURCE INC	12,448	29.02	361,240.96	
	WEC ENERGY GROUP INC	3,504	94.32	330,497.28	
	ANALOG DEVICES INC	6,071	168.21	1,021,202.91	
	BROADCOM INC	2,083	611.34	1,273,421.22	
	INTEL CORP	6,732	49.91	335,994.12	
	KLA CORP	1,730	400.13	692,224.90	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	7,602	125.52	954,203.04	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	3,687	176.71	651,529.77	
アメリカドル 小計		424,684		37,780,815.98 (4,367,840,135)	

カナダドル	ENBRIDGE INC	10,609	54.44	577,553.96	
	ROYAL BANK OF CANADA	6,819	146.43	998,506.17	
	GREAT-WEST LIFECO INC	17,099	41.35	707,043.65	
	BCE INC	10,091	66.78	673,876.98	
	TELUS CORP	25,252	31.04	783,822.08	
	FORTIS INC	7,363	59.91	441,117.33	
カナダドル 小計		77,233		4,181,920.17 (381,182,023)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	22,898	52.40	1,199,855.20	
	BASF SE	8,557	68.90	589,577.30	
	SIEMENS AG-REG	3,051	138.72	423,234.72	
	DEUTSCHE POST AG-REG	11,560	53.95	623,662.00	
	INDITEX	9,090	25.94	235,794.60	
	DANONE	4,489	55.40	248,690.60	
	BAYER AG	7,579	53.39	404,642.81	
	SANOFI	8,281	93.47	774,025.07	
	ALLIANZ SE-REG	4,004	231.00	924,924.00	
	ASSICURAZIONI GENERALI	31,231	18.44	575,899.64	
	AXA SA	27,378	28.75	787,117.50	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,826	273.00	771,498.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	46,927	17.63	827,323.01	
	ORANGE S.A.	45,677	10.81	494,042.43	
	SNAM SPA	96,132	4.76	457,780.58	
ユーロ 小計		329,680		9,338,067.46 (1,232,624,904)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	80,504	5.91	476,261.66	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	19,423	32.54	632,024.42	
	UNILEVER PLC	12,013	38.28	459,917.70	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	23,508	16.20	381,017.66	
	NATIONAL GRID PLC	27,044	10.80	292,075.20	
イギリスポンド 小計		162,492		2,241,296.64 (350,516,381)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	2,471	118.90	293,801.90	
	NOVARTIS AG-REG	9,403	80.59	757,787.77	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	872	355.90	310,344.80	
		12,746		1,361,934.47	

スイスフラン 小計				(170,309,905)	
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	39,171	83.48	3,269,995.08	
	TELENOR ASA	31,322	139.75	4,377,249.50	
ノルウェークローネ 小計		70,493		7,647,244.58 (100,102,431)	
香港ドル	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	66,000	40.05	2,643,300.00	
香港ドル 小計		66,000		2,643,300.00 (39,226,572)	
合　計		1,179,228		6,784,274,751 (6,641,802,351)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	AMERICAN TOWER CORP	1,227	306,615.03	
		IRON MOUNTAIN INC	18,617	857,685.19	
		REALTY INCOME CORP	8,991	616,422.96	
		WELLTOWER INC	3,364	275,175.20	
		WP CAREY INC	5,992	452,995.20	
	アメリカドル 小計		38,191	2,508,893.58 (290,053,187)	
合計			38,191	290,053,187 (290,053,187)	

有価証券明細表注記

1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	63銘柄	93.8%	-	62.9%
	投資証券	5銘柄	-	6.2%	4.2%
カナダドル	株式	6銘柄	100.0%	-	5.5%
ユーロ	株式	15銘柄	100.0%	-	17.8%
イギリスポンド	株式	5銘柄	100.0%	-	5.1%
スイスフラン	株式	3銘柄	100.0%	-	2.5%
ノルウェークローネ	株式	2銘柄	100.0%	-	1.4%
香港ドル	株式	1銘柄	100.0%	-	0.6%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年2月28日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,797,788,486円
Ⅱ　負債総額	8,931,381円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	4,788,857,105円
Ⅳ　発行済口数	4,661,123,178口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0274円
(1万口当たり純資産額)	(10,274円)

(参考) マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	7,286,977,092円
Ⅱ　負債総額	1,555,228,812円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,731,748,280円
Ⅳ　発行済口数	1,260,511,756口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	4.5472円
(1万口当たり純資産額)	(45,472円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設

定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2022年2月末現在）

資本金の額　　1億4,050万円

発行可能株式の総数　　8,400株

発行済株式総数　　2,027株

最近5年間の資本金の額の増減：　　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。

・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況、組入資産の流動性リスクのモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示などを行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2022年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　　類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	21	49,512
追加型株式投資信託	48	718,491
株式投資信託　合計	69	768,004
単位型公社債投資信託	5	16,559
追加型公社債投資信託	0	0
公社債投資信託　合計	5	16,559
総合計	74	784,563

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）の財務諸表及び第18期事業年度に係る中間会計期間（令和３年４月１日から令和３年９月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和３年６月８日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　水永　真太郎　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの第１７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和３年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度（令和 2年 3月31日現在）			当事業年度（令和 3年 3月31日現在）		
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
１．現金・預金			2,079,531			2,705,534	
２．前払費用			26,943			20,071	
３．未収運用受託報酬	※２		548,498			870,412	
４．未収投資助言報酬			36,613			44,562	
５．未収委託者報酬			230,205			263,661	
６．その他未収収益			252,999			143,276	
７．その他流動資産			862			1,506	
流動資産計			3,175,655	84.4		4,049,025	90.0
Ⅱ　固定資産							
１．有形固定資産			45,591			41,393	
(1) 建物	※１	26,742			25,050		
(2) 器具備品	※１	18,849			16,342		
２．無形固定資産			7,481			6,266	
(1) ソフトウェア		7,481			6,266		
３．投資その他の資産			532,453			404,302	
(1) 繰延税金資産		419,371			286,235		
(2) 敷金		113,081			118,067		
固定資産計			585,525	15.5		451,962	10.0
資産合計			3,761,181	100.0		4,500,987	100.0
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
１．未払金			127,660			233,146	
(1) 未払消費税等		42,752			133,654		
(2) 未払代行手数料		84,908			99,360		
(3) その他未払金		－			131		
２．未払費用	※２		539,989			509,070	
３．未払法人税等			61,006			134,699	
４．役員賞与引当金			21,252			22,343	
５．賞与引当金			118,573			140,612	
６．預り金			41,007			40,777	
流動負債計			909,489	24.1		1,080,649	24.0
Ⅱ　固定負債							
１．賞与引当金			18,727			20,980	
固定負債計			18,727	0.4		20,980	0.5
負債合計			928,216	24.6		1,101,630	24.5
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
１．資本金			140,500	3.7		140,500	3.1
２．資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		2.2	85,500		1.9
３．利益剰余金			2,606,964			3,173,357	
(1) その他利益剰余金		2,606,964			3,173,357		
(i) 繰越利益剰余金		2,606,964		69.3	3,173,357		70.5
純資産合計			2,832,964	75.3		3,399,357	75.5
負債・純資産合計			3,761,181	100.0		4,500,987	100.0

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自　平成31年 4月 1日 至　令和 2年 3月31日）			当事業年度 （自　令和 2年 4月 1日 至　令和 3年 3月31日）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）
Ⅰ　営業収益							
１．運用受託報酬	※１		2,214,599			2,360,939	
２．投資助言報酬			370,745			366,377	
３．委託者報酬			1,674,669			1,582,395	
４．その他営業収益			339,641			314,703	
営業収益計			4,599,654	100.0		4,624,415	100.0
Ⅱ　営業費用							
１．広告宣伝費			32,982			42,981	
２．調査費			242,782			264,997	
３．委託費			1,139,983			990,113	
４．支払手数料			556,208			473,860	
５．営業雑経費			20,585			21,659	
営業費用計			1,992,543	43.3		1,793,613	38.8
Ⅲ　一般管理費							
１．給料	※１		1,579,825			1,638,561	
(1) 役員報酬		130,544			125,491		
(2) 給料・手当		894,686			939,282		
(3) 賞与		291,145			302,287		
(4) 賞与引当金繰入額		135,381			150,870		
(5) 役員賞与引当金繰入額		21,252			23,502		
(6) その他報酬給料		10,762			988		
(7) 福利厚生費		96,052			96,139		
２．交際費			6,752			1,607	
３．旅費交通費			26,584			3,014	
４．租税公課			30,476			37,008	
５．不動産賃借料			113,201			119,348	
６．退職給付費用			44,672			46,123	
７．固定資産減価償却費			6,127			6,340	
８．業務委託費			20,435			27,732	
９．諸経費			80,355			78,454	
一般管理費計			1,908,432	41.4		1,958,191	42.3
営業利益			698,679	15.1		872,610	18.9
Ⅳ　営業外収益							
１．受取利息及び配当金			8			7	
２．雑収入			1			－	
３．為替差益			－			－	
営業外収益計			10	0.0		7	0.0
Ⅴ　営業外費用							
１．雑損失			994			66	
２．為替差損			9,718			9,642	
営業外費用計			10,712	0.2		9,708	0.2
経常利益			687,976	14.9		862,909	18.7
Ⅵ　特別損失							
１．特別退職金			15,701			8,789	
２．固定資産除却損			－			94	
特別損失計			15,701	0.3		8,884	0.2
税引前当期純利益			672,275	14.6		854,024	18.5
法人税、住民税及び事業税			80,469	1.7		154,495	3.3
法人税等調整額			150,615	3.2		133,136	2.9
当期純利益			441,190	9.5		566,393	12.2

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,165,774	2,165,774	2,391,774	2,391,774
当期変動額							
当期純利益				441,190	441,190	441,190	441,190
当期変動額合計	－	－	－	441,190	441,190	441,190	441,190
当期末残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	2,832,964

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	2,832,964
当期変動額							
当期純利益				566,393	566,393	566,393	566,393
当期変動額合計	－	－	－	566,393	566,393	566,393	566,393
当期末残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	3,399,357

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

286,235千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

中期経営計画では、当事業年度において新型コロナウイルスの金融市場および投資家心理に及ぼす影響は限定的であったことから、順調な収益増加が見込まれると仮定してしています。

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、運用残高の増加、主要顧客に対する実績報酬、並びに営業費用及び一般管理費の増加です。

２０２１年１～１２月の運用残高の流入と流出を相殺した予想実質増加額は、過去の実績推移をもとに足元の経営環境を加味して見積もっております。また、以降の各年度における運用残高の実質増加額は、２０２１年１～１２月の予想実質増加額と同程度と仮定して見積もっております。

ただし、解約及び償還の実績・予定等も別途考慮しております。

実績報酬は、来期以降は保守的に緩やかに減少すると見積もっています。

営業費及び一般管理費については来期以降は緩やかに増加すると見積もっています。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

中期経営計画の前提となっている運用残高増加と実績報酬は、見積りの不確実性が高く金融市場による影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、繰延税金資産の取崩しにより当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

表示方法の変更

１．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （令和 2年 3月31日）	当事業年度 （令和 3年 3月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 54,465千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 58,903千円
※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 未収運用受託報酬　109,608 未払費用　56,323	※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 未収運用受託報酬　104,103 未払費用　55,374

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成31年 4月 1日 至　令和 2年 3月31日）	当事業年度 （自　令和 2年 4月 1日 至　令和 3年 3月31日）
※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円） 運用受託報酬　1,239,741 給料　1,540,691	※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円） 運用受託報酬　1,200,020 給料　1,576,212

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	－	－	2,027株

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	－	－	2,027株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,079,531	2,079,531	－
(2) 未収運用受託報酬	548,498	548,498	－
(3) 未収委託者報酬	230,205	230,205	－
(4) その他未収収益	252,999	252,999	－

当事業年度（令和 3年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,705,534	2,705,534	－
(2) 未収運用受託報酬	870,412	870,412	－
(3) 未収委託者報酬	263,661	263,661	－
(4) 未払金	233,146	233,146	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	令和 2年 3月31日	令和 3年 3月31日
敷金	113,081	118,067

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	2,079,531	－
(2) 未収運用受託報酬	548,498	－
(3) 未収委託者報酬	230,205	－
(4) その他未収収益	252,999	－
合計	3,111,236	－

当事業年度（令和 3年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	2,705,534	－
(2) 未収運用受託報酬	870,412	－
(3) 未収委託者報酬	263,661	－
(4) 未払金	233,146	－
合計	3,111,236	－

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （令和 2年 3月31日）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金（注）	226,029
未払費用	138,477
賞与引当金	47,676
未払事業税	6,137
その他	1,049
繰延税金資産小計	419,371
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	419,371

当事業年度 （令和 3年 3月31日）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金（注）	79,259
未払費用	146,766
賞与引当金	49,479
未払事業税	9,590
その他	1,139
繰延税金資産小計	286,235
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	286,235

（注）税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	－	－	79,534	60,998	85,496	0	226,029
評価性引当金額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	79,534	60,998	85,496	0	(b) 226,029

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金226,029千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年３月期から平成28年６月期において、平成28年７月に吸収合併した旧マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	－	－	－	79,259	－	－	79,259
評価性引当金額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	0	79,259	0	－	(b) 79,259

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金79,259千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年３月期から平成28年６月期において、平成28年７月に吸収合併した旧マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （令和 2年 3月31日）	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.01%
住民税均等割	0.34%
その他	△1.60%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.37%

当事業年度 （令和 3年 3月31日）	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.56%
住民税均等割	0.27%
その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.68%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	合計
519,546	154,198	2,250,434	2,924,178

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬1,674,669千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,273,376	資産運用業
マニュライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	516,616	資産運用業
適格機関投資家Ａ	312,924	資産運用業
適格機関投資家Ｂ	244,844	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management（Hong Kong）Limitedは、Manulife Investment Management（Hong Kong）Limitedへ社名変更しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	合計
478,790	147,013	2,392,869	3,018,673

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,582,395千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,230,411	資産運用業
マニュライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	475,839	資産運用業
適格機関投資家Ａ	606,533	資産運用業
適格機関投資家Ｃ	134,781	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,239,741	未収運用受託報酬	109,608
							出向者負担金等	1,651,874	未払費用等	56,323

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,200,020	未収運用受託報酬	104,103
							出向者負担金等	1,706,195	未払費用等	55,374

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　平成31年 4月 1日　　至　令和 2年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,672.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	95,270	その他未収収益	14,172
						再委任契約	再委託費の支払	194,791	未払費用	26,899
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	600,767	未払費用	267,642

当事業年度（自　令和 2年 4月 1日　　至　令和 3年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,926	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	98,928	その他未収収益	12,017
						再委任契約	再委託費の支払	187,246	未払費用	36,621
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	453,808	未払費用	283,062

（注）　１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

３．令和元年5月7日付で、Manulife Asset Management U.S. LLCは、Manulife Investment Management (US) LLCへ社名変更しております。

令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management (Hong Kong) Limitedは、Manulife Investment Management (Hong Kong) Limitedへ社名変更しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニュライフ生命保険株式会社　（非上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成31年 4月 1日 至　令和 2年 3月31日）	当事業年度 （自　令和 2年 4月 1日 至　令和 3年 3月31日）
１株当たり純資産額　1,397,614.41円 １株当たり当期純利益金額　217,656.71円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　1,677,038.75円 １株当たり当期純利益金額　279,424.33円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成31年 4月 1日 至　令和 2年 3月31日）	当事業年度 （自　令和 2年 4月 1日 至　令和 3年 3月31日）
当期純利益金額（千円）	441,190	566,393
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	441,190	566,393
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027	2,027

（重要な後発事象）

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

令和３年１１月１９日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　水永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの第１８期事業年度の中間会計期間（令和３年４月１日から令和３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和３年４月１日から令和３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注 1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

第１８期中間会計期間末 （令和３年９月30日現在）			
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）
（資産の部）			
Ⅰ　流動資産			
１．現金・預金			3,327,293
２．前払費用			24,484
３．未収運用受託報酬			351,080
４．未収投資助言報酬			44,539
５．未収委託者報酬			500,173
６．仮払消費税等	※１		70,921
７．前払消費税等			90,304
８．その他未収収益			113,334
９．その他流動資産			814
流動資産計			4,522,947
Ⅱ　固定資産			
１．有形固定資産			39,385
(1) 建物	※2	24,204	
(2) 器具備品	※2	15,180	
２．無形固定資産			9,460
(1) ソフトウェア		9,460	
３．投資その他の資産			423,282
(1) 繰延税金資産		305,161	
(2) 敷金		117,921	
(3) 投資有価証券		199	
固定資産計			472,128
資産合計			4,995,075
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
１．未払金			222,282
２．未払費用			451,389
３．未払法人税等			83,596
４．役員賞与引当金			85,109
５．賞与引当金			440,754
６．仮受消費税等	※１		185,611
７．預り金			42,169
流動負債計			1,510,913
Ⅱ　固定負債			
１．賞与引当金			39,732
固定負債計			39,732
負債合計			1,550,646
（純資産の部）			
Ⅰ　株主資本			
１．資本金			140,500
２．資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
３．利益剰余金			3,218,429
(1) その他利益剰余金		3,218,429	
(i) 繰越利益剰余金		3,218,429	
株主資本合計			3,444,429
Ⅱ　評価・換算差額等			
１．その他有価証券評価差額金			△ 0
評価・換算差額金等合計			△ 0
純資産合計			3,444,429
負債・純資産合計			4,995,075

（２）中間損益計算書

第１８期中間会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）			
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）
Ⅰ　営業収益			
１．運用受託報酬			844,624
２．投資助言報酬			206,278
３．委託者報酬			1,156,531
４．その他営業収益			145,695
営業収益計			2,353,130
Ⅱ　営業費用			
１．広告宣伝費			37,596
２．調査費			133,535
３．委託費			500,166
４．支払手数料			412,767
５．営業雑経費			15,826
営業費用計			1,099,891
Ⅲ　一般管理費			
１．給料			965,125
(1) 役員報酬		33,305	
(2) 給料・手当		467,962	
(3) 賞与		14,452	
(4) 賞与引当金繰入額		334,421	
(5) 役員賞与引当金繰入額		66,426	
(6) 福利厚生費		48,555	
２．交際費			357
３．旅費交通費			622
４．租税公課			16,452
５．不動産賃借料			60,800
６．退職給付費用			25,803
７．固定資産減価償却費			3,067
８．業務委託費			8,774
９．諸経費			47,690
一般管理費計			1,128,694
営業利益			124,544
Ⅳ　営業外収益			
１．受取利息			4
２．雑収入			1
営業外収益計			5
Ⅴ　営業外費用			
１．為替差損			5,625
２．雑損失			0
営業外費用計			5,625
経常利益			118,924
Ⅵ　特別損失			
１．特別退職金			25,011
特別損失計			25,011
税引前中間純利益			93,912
法人税、住民税及び事業税			67,766
法人税等調整額			△ 18,926
中間純利益			45,072

（３）中間株主資本等変動計算書

第１８期中間会計期間（自　令和３年４月１日　　至　令和３年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	140,500	85,500	85,500	3,173,357	3,173,357	3,399,357	－	－	3,399,357
当中間期変動額									
中間純利益	－	－	－	45,072	45,072	45,072	－	－	45,072
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△ 0	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	－	－	－	45,072	45,072	45,072	△ 0	△ 0	45,072
当中間期末残高	140,500	85,500	85,500	3,218,429	3,218,429	3,444,429	△ 0	△ 0	3,444,429

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※１．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

※２．有形固定資産の減価償却累計額　　60,911千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第１８期中間会計期間（自　令和３年４月１日　　至　令和３年９月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	2,027株	－	－	2,027株

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	199	199	－

（※）現金・預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託については開示しておりません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	199	200	△0
合　計		199	200	△0

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

第１８期中間会計期間 自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日	
運用受託報酬	835,244
投資助言報酬	206,278
委託者報酬	1,156,531
成功報酬	9,379
その他営業収益	145,695
	2,353,130

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］４　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

カナダ	シンガポール	香港	米国	日本	合計
23,372	69,227	236,262	22,337	845,398	1,196,598

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬1,156,531千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	551,018	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	234,775	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額は、1,699,274円57銭であります。

２．１株当たり中間純利益は、22,236円03銭であります。

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第１８期中間会計期間 （自　令和３年４月１日 至　令和３年９月30日）
中間純利益金額（千円）	45,072
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	45,072
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

信託約款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）

―運用の基本方針―

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

主としてマニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

（２）投資態度

① マザーファンドを通じて実質的に主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式（※）に分散投資を行います。

（※）株式・・・ＤＲ（預託証券）および上場・登録予定を含みます。

② マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク（以下「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

１）エポック社のアナリストによる調査と分析により、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して配当を含む株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。

２）通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の 80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

３）ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に 20%以内で投資することがあります。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします

④ 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。

⑤ 外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことがあります。

⑥ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エ

クスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎月 10 日。第１期決算日は平成 22 年 9 月 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第 1 期決算日から第 3 期決算日の間は分配を行いません。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配額は、分配対象額の範囲で委託者が決定するものとし、毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年３月、６月、９月および 12 月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
「マニュライフ・新グローバル配当株ファンド」（毎月分配型）

約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は､受託者と合意のうえ､金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、または第43条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は第2条の規定による受益権については、100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きま

す。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 20 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第 12 条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者の取得申込みの場合は、1 口の整数倍をもって取得に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、各指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日であるときの受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に指定販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

⑥ 別に定める契約を結んだ受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、自然災害、クーデターなどの非常事態をいう。第34条第4項および第37条第6項に同じ。）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ.金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委

託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（兼営法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 21 条において同じ。）、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに、第 20 条および第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 18 条の２ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比

率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第 24 条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条　この信託の計算期間は、原則として毎月 11 日から翌月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2010 年 8 月 31 日から 2010 年 9 月 10 日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といい

ます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用等）

第31条　信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（当該費用にかかる消費税相当額を含む）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（消費税等相当額を含む）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、信託財産からその支弁を受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付すこととし、その上限の範囲で、かかる見積率を期中においていつでも見直すことができるものとします。

④　前項の場合において、第2項に定める諸費用とみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 134.5 の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、第 16 条第 1 項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から別途運用委託契約で定める四半期毎にまたは投資一任契約終了時に支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査等諸費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査等諸費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。

以下同じ。）は、第 37 条第 1 項の受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときには、一部解約金の支払を延期する場合があります。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、収益分配金については原則として第 34 条第 1 項に規定する支払い開始日までに、償還金については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 34 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第 37 条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社がそれぞれ定める 1 円単位または 1 口単位をもって委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の解約請求申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第 38 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、こ

の約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 30 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 2 項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 42 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 45 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 46 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mamj.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 49 条 委託者は、投信法第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

附則第１条 約款第 12 条第 1 項の「マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第 2 条 第 34 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2010 年 8 月 31 日（信託契約締結日）

東京都中央区京橋一丁目 2 番 5 号　京橋ＴＤビル
委託者　マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役　高原　芳信

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　岡内　欣也

親投資信託

マニュライフ･エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

信　託　約　款

マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社

親投資信託
マニュライフ･エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド
運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基　本　方　針

この投資信託は、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運　用　方　法

（１）投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式に分散投資を行います。（新興国市場に信託財産の 20%まで投資することができます。）

② 運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク（以下「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

③ エポック社アナリストによる調査と分析により、グローバル化する市場の中で、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得を目指します。

④ 通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の 80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

⑤ ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に 20%以内で投資することがあります。

⑥ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦ 外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことができます。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ 異常な投資環境においては、一時的に短期の投資適格債券に集中して投資することがあります。

その場合、投資目標の達成はできないことがあります。

⑩　信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。

親投資信託
マニュライフ･エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、マニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼業法」といいます。）第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼業法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 13 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第１項、同条第 2 項、第 38 条第１項、第 39 条第１項、または第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第 9 条第 5 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第 2 条第 9 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするマニュライフ・インベストメント･マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については 13 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日における投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評

価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 本受益証券には、「マニュライフ･エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」という名称を付します。

④ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑥ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑦ 第５項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑧ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第６項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑨ 第６項後段の規定により提出された受益証券は、第７項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑩ 第５項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第６項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．削除

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. 削除
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（兼業法第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 21 条において同じ。）、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 11 条、第 12 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 5 項および同条第 6 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 11 条、第 12 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 14 条の 2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を

超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の権限委託）

第 15 条 委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

商号　エポック・インベストメント・パートナーズ・インク

所在　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額については当該証券投資信託の約款において定めるものとします。

③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式、新株引受権証券、新株予約権証券および転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の合計時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 18 条 削除

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 20 条 委託者は、信託財産の通貨変動リスクの回避および通貨ポジションの調整のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係

人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第15条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 10 月 21 日から翌年 10 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2008 年 10 月 28 日から 2009 年 10 月 20 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 33 条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（一部解約）

第 36 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日における投資信託財産の純資産総額を、受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 37 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投信法第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第 44 条 委託者は、投信法第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第 45 条 委託者は、投信法第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mamj.co.jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2008 年 10 月 28 日（信託契約締結日）

東京都中央区京橋一丁目 2 番 5 号 京橋ＴＤビル
委託者 マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役 日髙 正光

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長 岡内 欣也

Manulife Investment Management